

川口市市産品フェア2025出展に関する規約

1. 基本条件

- (1) 重量・高さ・電気・内容等、展示会の管理・運営を適切に行うため、各小間の展示内容について記入した「展示概要報告書」を提出していただきます。
- (2) 下記のものにつぎましては使用が出来ませんのでご了承ください。(不明な場合はお問合せください)
 - ①裸火(炎や火花を発生させる施設、ニクロム線等の露出した電熱器、石油ストーブ、アルコールランプ等)の使用
 - ②石油液化ガス、高圧ガス等の可燃性ガスの持込み
 - ③危険物(サラダ油、食用油、アルコールを含む添加物、ガソリン、灯油、マシン油、重油、コンプレッサオイル等)の持込み
 - ④危険物品(核燃料物質、火薬類、可燃性液体・固体類等)の持込
 - ⑤電気コンロ、カートリッジ式コンロ・ボンベの持込み
 - ⑥その他、危険と判断されるもの
 - ⑦会場全体の電気容量には限りがありますので使用電気容量に関しては調整させていただく場合がありますのでご了承ください。
※原則1小間あたり、100V(15A)を上限としますが、動力電源が必要な場合には別途相談してください。電力電源の配電方式に関しては、200Vの単相となります。3相交流のご利用を希望する場合はお問い合わせください。
- (3) 出展物が本展示会の趣旨に合致しない場合には申込者に対し、出展をお断りする場合があります。
- (4) 出展者は、出展申込書等の記載内容を主催者事務局がホームページ・広報物等に記載することに同意するものとします。
- (5) 出展者は、以下のイからホまでのいずれにも該当しない場合のみ出展することができるものとします。また、出展申込受付後、以下のいずれかの条件を満たすことが明らかになったとき、主催者は該当の出展者の出展を拒否できるものとします。
 - イ 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2. 出展小間料の請求

- (1) 出展小間料は、1小間のみの場合¥10,000(税込)とし、2小間目は¥20,000(税込)を請求額とします。
- (2) 出展者は、出展小間料を同封する納付書の指定する期日までに指定の金融機関窓口にて納付してください。
- (3) 期日までに出展小間料のお支払いが確認できない場合、出展のお申込みを取り消させていただくことがあります。

3. 出展申込みの取消

- (1) 出展申込後の小間の取消し・変更は、原則として認めないものとします。
- (2) 出展者のやむを得ない事情により出展をキャンセルする場合、原則として出展小間料は返金しません。

4. 出展小間に関すること

- (1) 小間位置に関しては、展示内容や会場内各エリアのゾーニング等を考慮して主催者事務局が決定いたします。
- (2) 小間位置の決定後、展示効果向上のため、小間の再配置をすることがありますので、予めご了承ください。
- (3) 小間は第三者に転貸・売買・交換・譲渡することは出来ません。また、出展者同士による交換も禁止いたします。

- (4) 共同出展の場合、出展するすべての会社名等を主催者事務局に事前に通知してください。
- (5) ストックスペースは有りませんので、小間内に保管をお願いいたします。
- (6) 小間内の装飾は各自で行ってください。椅子やテーブル等の追加等は有料となります。その他不明な点はお問合せください。

5. 出展物等の設置および撤去に関すること

- (1) 出展者は、予め主催者事務局より通知された時間内に出展物等の搬入・設置・搬出を行ってください。
- (2) 出展者は、小間内の出展物等の設置を会期初日の指定の時間までに完了させるものとします。
- (3) 搬出時、出展者は小間内の出展物・装飾品等のすべてを撤去してください。
- (4) 撤去されない物については、出展者の費用により主催者事務局が撤去いたします。

6. 展示場の使用に関すること

- (1) 実演・宣伝営業活動は、出展小間内で行ってください。
- (2) 通路が狭い為、来場者の安全に考慮した展示を心がけてください。
- (3) 主催者事務局が、展示会運営上問題と判断した場合は、制限・禁止・撤去をお願いすることがあります。
- (4) 主催者は、(3)による該当出展者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
- (5) 未承認医療用具等の展示に関しては、未承認品であり、販売、授与できない旨を明示してください。

7. 主催者の管理と免責および損害賠償に関すること

- (1) 主催者は、出展物の管理および保全について事故防止に最善の注意を払うものとします。しかしながら万が一搬入・会期・搬出時の間に出品製品の紛失・盗難等が発生した場合でも、一切責任を負わないものとします。
- (2) 主催者は、天災その他やむを得ない事情により生じた出展者の損失または損害(盗難・紛失・火災、損害)について、一切の責任を負わないものとします。
- (3) 出展者は、その従業員・関係者・代理人の不注意などによって生じた展示会場内およびその周辺の建造物、設備に対するすべての損害について、ただちに賠償するものとします。
- (4) 主催者はいかなる事由においても、出展者およびその雇用者・関係者が展示小間を使用することにおいて生じた人身および物品に対する障害および損害等に対し、一切の責任を負わないものとします。

8. 展示会の中止

- (1) 主催者に起因しない事由により開催が妨害された場合、主催者の判断により会期の変更または開催を中止することがあります。
- (2) 主催者は、(1)により生じた損失または損害について、一切の責任を負わないものとします。

9. 個人情報の取扱いについて

- (1) 展示会実施に係る個人情報の取り扱いにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」およびその他の関係法令を遵守いたします。
- (2) 個人情報を収集する際は、その収集目的を明示し、目的を達成するために必要な範囲内で行うことを明らかにした上で、本人の意思による情報の提供を受けることを原則とします。また、個人情報の収集目的を超えた主催者事務局内における利用および主催者事務局以外の者への提供は、今後の川口市自主事業に係る案内や川口市および関係団体からの川口市の施設およびこれに関連する内容の案内・照会等の場合を除き、一切いたしません。

10. アンケート及び調査のご協力について

- 展示会会期中及び会期後に本市のアンケート及び調査・照会について、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

11. 規則の遵守

- 出展者は、主催者が定める展示会の実施に係る規約を遵守することに同意するものとします。